

令和5年度幼稚園及び幼稚園型認定こども園に係る 実地指導の実施結果

1. 実地指導の根拠

- (1) 確認監査
子ども・子育て支援法第14条第1項及び第30条の3
- (2) 業務管理体制検査
子ども・子育て支援法第56条第1項

2. 対象施設

24 施設

3. 指導事項の概要

今回の実地指導で「指摘事項」として通知文書に記載し、直ちに改善報告を求めるような事項は見受けられなかった。

また、改善が必要と思われる事項について、施設で強く意識すべき内容は「監査メモ」として書面で通知し、翌年度の実地指導の際に改善状況を確認することとした。

～「指導事項」の内訳件数～

	対象施設数	監査種別	実地指導から監査への移行	指摘 (文書指導)	メモ	合計
幼稚園	市立：4園 私立：11園	確認監査 (給付費)	0件	0件	8件	8件
		確認監査 (無償化)	/	0件	0件	0件
		検査	0件	0件	0件	0件
		計	0件	0件	8件	8件
幼稚園型 認定こども園	9園	確認監査 (給付費)	0件	0件	3件	3件
		確認監査 (無償化)	/	0件	0件	0件
		検査	0件	0件	0件	0件
		計	0件	0件	3件	3件
合計	24園	確認監査 (給付費)	0件	0件	11件	11件
		確認監査 (無償化)	/	0件	0件	0件
		検査	0件	0件	0件	0件
		計	0件	0件	11件	11件

※令和元年5月30日付「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」に基づき、業務管理体制検査は省略。

【参考】復命書に記載する基準

▼指導事項

関係法令と照らし合わせて、改善が必要な事項

- ①指摘：至急、改善が必要な事項として通知文書に記載し、改善報告を求めるもの。
- ②メモ：改善が必要な事項ではあるが、緊急性はないものと判断された事項をメモ文書として伝えるもの。（改善報告は求めないが翌年度の監査で状況を確認する）
- ③口頭指導：改善が必要な事項ではあるが、口頭指導で足りうる軽微な内容のもの。

▼助言・意見・要望等

改善の必要はないものの、更なる質向上のため、担当者の所感や要望を伝えた事項

4. 主な指導事項(メモに関する部分)

(1) 確認監査（給付費）

- ・ 上乘せ徴収の書面による同意の未取得
- ・ 運営規程と重要事項の不整合
- ・ 運営規程の項目不足
- ・ 処遇改善等加算Ⅱの対象職員への発令の未実施
- ・ 処遇改善等加算と就業規則の不整合
- ・ 処遇改善等加算の実績報告誤り
- ・ 重大事故発生時の市への報告の未実施

(2) 確認監査（無償化）

指導なし